

文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

文京区立障害者福祉施設条例（平成16年3月文京区条例第9号）について、区立放課後等デイサービス事業所ロードを新設するほか、規定を整備するための改正を行う。

2 新旧対照表

文京区立障害者福祉施設条例（平成16年3月文京区条例第9号）新旧対照表

改正後（案）		現行																			
<p>第一条（略）</p> <p>（名称等）</p> <p>第二条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>第一条（略）</p> <p>（名称等）</p> <p>第二条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文京区立本郷福祉センター</td> <td>東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号</td> </tr> <tr> <td>文京区立大塚福祉作業所</td> <td>東京都文京区大塚四丁目五十番一号</td> </tr> <tr> <td>文京区立小石川福祉作業所</td> <td>東京都文京区小石川三丁目三十番六号</td> </tr> <tr> <td>文京区立放課後等 デイサービス事業 所ロード</td> <td>東京都文京区音羽一丁目十九番十八号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	文京区立本郷福祉センター	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号	文京区立大塚福祉作業所	東京都文京区大塚四丁目五十番一号	文京区立小石川福祉作業所	東京都文京区小石川三丁目三十番六号	文京区立放課後等 デイサービス事業 所ロード	東京都文京区音羽一丁目十九番十八号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文京区立本郷福祉センター</td> <td>東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号</td> </tr> <tr> <td>文京区立大塚福祉作業所</td> <td>東京都文京区大塚四丁目五十番一号</td> </tr> <tr> <td>文京区立小石川福祉作業所</td> <td>東京都文京区小石川三丁目三十番六号</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	文京区立本郷福祉センター	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号	文京区立大塚福祉作業所	東京都文京区大塚四丁目五十番一号	文京区立小石川福祉作業所	東京都文京区小石川三丁目三十番六号	(新設)	(新設)
名称	位置																				
文京区立本郷福祉センター	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号																				
文京区立大塚福祉作業所	東京都文京区大塚四丁目五十番一号																				
文京区立小石川福祉作業所	東京都文京区小石川三丁目三十番六号																				
文京区立放課後等 デイサービス事業 所ロード	東京都文京区音羽一丁目十九番十八号																				
名称	位置																				
文京区立本郷福祉センター	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号																				
文京区立大塚福祉作業所	東京都文京区大塚四丁目五十番一号																				
文京区立小石川福祉作業所	東京都文京区小石川三丁目三十番六号																				
(新設)	(新設)																				
<p>（事業）</p> <p>第三条 文京区立本郷福祉センター（以下「本郷福祉センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p>		<p>（事業）</p> <p>第三条 文京区立本郷福祉センター（以下「本郷福祉センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p>																			

<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第七項に規定する生活介護に関する事業(以下「生活介護事業」という。)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の二の二第三項に規定する放課後等デイサービスに関する事業(以下「放課後等デイサービス事業」という。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業</p> <p>2 文京区立大塚福祉作業所(以下「大塚福祉作業所」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 法第五条第十三項に規定する就労移行支援に関する事業(以下「就労移行支援事業」という。)</p> <p>二 法第五条第十四項に規定する就労継続支援に関する事業(以下「就労継続支援事業」という。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業</p> <p>3 文京区立小石川福祉作業所(以下「小石川福祉作業所」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 生活介護事業</p> <p>二 就労継続支援事業</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業</p> <p>4 文京区立放課後等デイサービス事業所ロード(以下「放課後等デイサービス事業所ロード」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 放課後等デイサービス事業</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、区長が必要</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第七項に規定する生活介護に関する事業(以下「生活介護事業」という。)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスに関する事業(以下「放課後等デイサービス事業」という。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業</p> <p>2 文京区立大塚福祉作業所(以下「大塚福祉作業所」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 法第五条第十三項に規定する就労移行支援に関する事業(以下「就労移行支援事業」という。)</p> <p>二 法第五条第十四項に規定する就労継続支援に関する事業(以下「就労継続支援事業」という。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業</p> <p>3 文京区立小石川福祉作業所(以下「小石川福祉作業所」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 生活介護事業</p> <p>二 就労継続支援事業</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業</p> <p>4 (新設)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	--

があると認めた事業

第四条及び第五条（略）

（利用者負担）

第六条 施設において生活介護事業、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用する者は、法第二十九条第三項の規定により算定した規則で定める額を負担しなければならない。

2 施設において放課後等デイサービス事業を利用する者の通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）は、同法第二十一条の五の三第二項の規定により算定した規則で定める額を負担しなければならない。

（休業日）

第七条 本郷福祉センター及び放課後等デイサービス事業所ロードの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第四条及び第五条（略）

（利用者負担）

第六条 施設において生活介護事業、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用する者は、法第二十九条第三項の規定により算定した規則で定める額を負担しなければならない。

2 施設において放課後等デイサービス事業を利用する者の通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。）は、同法第二十一条の五の三の規定により算定した規則で定める額を負担しなければならない。

（休業日）

第七条 本郷福祉センター_____の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

<p>第八条及び第九条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和六年九月一日から施行する。ただし、第三条第一項第二号及び第六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第八条及び第九条（略）</p>
---	--------------------